

## 寄附金のお願い

財団法人神戸市民文化振興財団は、2012年4月1日に公益財団法人に移行しました。当財団への寄附は、公益財団法人移行により税制上の優遇措置を受けることが出来ます。

当財団は、「神戸市の文化創生都市づくりのパートナーとして、文化創生都市の実現に貢献する」ことを経営理念とし、生活文化及び芸術文化の振興に資する事業に取り組んでいます。ぜひこの文化振興事業にご支援いただきますようお願い致します。

### 目 的

公益財団法人神戸市民文化振興財団は、神戸市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与することを目的としています。

### 寄附金の使途

- ・文化芸術による神戸ブランドの創造発信事業
- ・文化芸術を担う人材育成や市民が文化に触れる機会提供による社会貢献事業
- ・生活文化及び芸術文化の振興に資する事業

#### ≪使途事業内容≫

##### (1) 振興事業

振興事業では、文化創生都市づくりを進めるため地元文化芸術団体への活動支援および若手人材育成支援の強化を進め、神戸の文化力を発信する新たな事業の創出など文化芸術による神戸ブランドの創造発信に取り組んでいます。

また、多様な市民がアートに手軽に触れる場や機会の拡大を進め、文化芸術活動・団体等に関する多様なニーズに応じたコンサルティング機能を高めた中間支援強化、文化施設等からの情報提供とそのネットワークを活用した情報発信機能の充実と強化を図ります。

この他、美術、演劇、映像など新たな事業分野の拡大や大学等との連携による文化芸術を担う専門人材の配置、育成を進めています。

##### (2) 神戸文化ホール（自主事業）

神戸文化ホールでは、神戸の文化の中核施設として日本の伝統芸能の公演や国内外の優れた公演を実施するとともに幅広いジャンル・年齢層が質の高い文化芸術を気軽に楽しめる自主公演の充実を図っています。

また、舞台芸術の観客層を拡げるため、鑑賞教室や解説セミナー等の事業を実施するとともに若手芸術家の発表の場、自主事業へのボランティア参加の機会やワークショップの開催、アートマネジメントの研修など参加・体験型の事業展開を提供し神戸文化を担う人材・団体を育成・支援しています。

その他、市民の文化活動の発表や交流する機会の提供、芸術家や文化芸術団体との連携・

協働による地域社会固有の文化活動の発表や振興、アーティストや文化団体同士の連携・協働による合同公演やコラボレーション、全国レベル等のコンクール・フェスティバルを開催による神戸からの文化発信と誘客など地域の活性化に努めています。

(3) 区民センター（自主事業）

区民センターでは、市民が身近な場所で文化芸術を鑑賞できる機会を提供するとともに、音楽会や発表会等の文化事業や地域住民参加型のイベント等を実施し、地域文化の振興を進めています。

### 寄附の方法

当財団への郵便振替用紙（振込手数料無料）を送らせて頂きます。

まずは、ご連絡下さい。

連絡先 公益財団法人 神戸市民文化振興財団 総務部 総務課

Tel : 078-361-7105

Fax : 078-351-3121

e-mail : [soumu@kobe-bunka.jp](mailto:soumu@kobe-bunka.jp)

### 税制上の優遇処置

当財団への寄附金は、特定公益増進法人<sup>※1</sup>への特定寄附金<sup>※2</sup>として税法上の所得控除を受けることが出来ます。

※1 所得税法施行令第 217 条第 3 号に基づき公益財団法人は、特定公益増進法人と定められております。

※2 当財団への寄附金は、「公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの」にあたり特定寄附金として扱われます。

## 所得税について

○法人が寄附をされる場合（特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入ができます。）

### ① 資本金等のある法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

### ② 資本金等のない法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} = \text{特別損金算入限度額}$$

### ③ 特別損金算入限度額を超えた寄附金額について

特別損金算入限度額を超えた寄附金額は、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入することが出来ます。

#### 《損金を算入するための手続き》

国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

○個人が寄附をされる場合（所得控除を受けることが出来ます。）

その年中に支出した特定寄附金の合計額、  
または、その年中の総所得金額の40%相当額  
のうちいずれかの低い金額

—

2,000円

==

寄附金控除額

#### 《控除を受ける手続き》

寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に寄附金の受領書および認定書の写

しを添付もしくは提示し申告書を提出します。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

## 住民税(市民税)について

### ○個人市民税における寄附金税額控除について

(神戸市市税条例 第23条の2 第1項第3号に基づき神戸市の市民税について寄附金税額控除を受けることができます。)

$$\left( \text{寄附金額} - 2,000\text{円} \right) \times \frac{8}{100} = \text{市民税基本控除額}$$

※控除対象となる寄附金額は、地方公共団体、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて総所得の金額の30%までとなっています。

#### 《控除を受ける手続き》

所得税の確定申告を行う必要があります。

詳しくは、神戸市行財政局主税部税制課までお問い合わせください。